

新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書

新型コロナウイルス感染症は、多くの市民生活に暗い影を落とし、地域経済や学校教育においても深刻な影響を及ぼしている。「緊急事態宣言」が5月25日に解除となったが、感染第2波も懸念されることから、休業要請の緩和や学校再開など日常生活が戻りつつある現在においても、厳しい警戒や感染対策は今なお継続しているところである。

このような影響は、日本のみならず世界中で拡大しており、感染症の完全な収束への先行きは不透明である。事態の深刻さを踏まえると、第2波、第3波に備えるとともに、コロナ後の「新しい生活様式」を見据えた取組を速やかに行うことが必要であり、今こそSDGsの取組を進めるべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 検査体制を充実させるため、各自治体におけるPCR検査ほか各種検査体制の確立と運営に対する迅速な支援を行うこと。
- 2 医療提供体制の確保のため、自治体への財政支援を行うこと。また、国において速やかな治療薬及びワクチンの開発に向けた取組を行うこと。
- 3 経営が困難な中小企業や個人事業主の事業継続と雇用確保等のため、さらなる支援策を講じるとともに、自治体を実施する支援策に対する財政支援を行うこと。また、令和3年度以降も継続的な取組及び支援策を実施すること。
- 4 臨時休校により、学習の遅れや学習環境の格差が懸念されることから、学校、家庭での学習環境の早期整備を実現するため、自治体への財政支援を行うこと。
- 5 地域経済への影響等による税の減収などが見込まれ、長期にわたり自治体財政が逼迫することが予想されることから、持続可能な自治体運営を可能とするための財政支援を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月24日

三鷹市議会議長 石井良司